

重要事項説明書(特定福祉用具販売)

①事業所の概要

事業所名	JAめぐみの介護サービス 可児営業所
所在地及び連絡先	岐阜県可児市川合2228-4 電話 0574-62-5330 FAX 0574-62-5315
営業日及び営業時間	月曜日から金曜日まで 但し、12月31日から1月3日及び祝祭日は除く 午前9時00分から午後5時00分まで
事業所指定番号	岐阜県 2173100781号
管理者	堀 裕二

②事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行う。	1名
専門相談員	専門相談員は、寝たきり等介護を要する高齢者等の身体状況や介護環境等に応じて、福祉用具・介護用品が適切に使用されるように選定の相談・助言を行い、居宅サービス事業者における事業の業務全般	9名 (福祉用具選定相談者8名) (管理者兼務1名)
配送	配送は、専門相談員の助手として、事業の納品・回収を行う。	0名
事務員	事務員は、居宅サービス事業における事業の必要な事務を行う。	2名

③サービス内容

要介護状態または要支援状態の利用者に対し、適切な特定福祉用具販売及び相談。

④お支払方法

現金、口座引き落とし、振り込みにてお支払頂きます。

⑤特定福祉用具の配送

- 特定福祉用具の配送は、御指定頂いた日時、または御依頼頂いた日から2～3日中にお伺い致します。
- 専門相談員が商品を納入し、適合状況を確認の上でご希望の場所に据え付けさせて頂きます。
- 商品の取扱説明及び使用上の留意点について説明致します。尚、納入時に商品を作動させてみます。
- 販売した商品に欠陥や不良があった場合には、交換・修理させて頂きます。

⑥運営方針

- 指定福祉用具販売事業の実施にあたっては、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態・希望及びそのおかれている環境を踏まえた上で、適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行います。福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者介護するものの負担軽減を図ります。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。
- 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

⑦衛生管理等

従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとします。

⑧相談窓口、苦情・事故対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情・事故については、次の窓口で対応致します。

連絡先	電話 0574-62-5330 FAX 0574-62-5315
担当者	堀 裕二
その他	相談・苦情・事故については、担当者、管理者及び専門相談員が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情・事故処理簿」を作成し、担当者、管理者及び専門相談員に引き継ぎます。

○その他、お住まいの区役所及び岐阜県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	岐阜県下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
	連絡先	電話058-273-1111(内2597) FAX058-277-0431
	対応時間	月曜日～金曜日 の 8時30分～17時

○緊急時、事故発生時の対応

サービス提供中に容体の変化・事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場

⑨第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価関係名称	
	2 なし	結果の開示	1 あり 2 なし

⑩虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者

虐待防止に関する責任者	堀 裕二
-------------	------

(2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催する。

(3) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備

(4) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

⑪身体拘束の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

(2) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その様式及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由その他必要な事項を記録する。

合は、速やかに損害賠償致します。(当事業所は共栄火災海上保険株式会社と損害賠償責任保険契約を結んでおります。)

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

(1) 内部での利用

- ① 利用者等に提供する介護サービス業務
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業者等の管理運営業務のうち、
 - 1) 入退所等の管理
 - 2) 会計・経理
 - 3) 事故等の報告
 - 4) 介護サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供

- ① 事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - 1) 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)や照会への回答
 - 2) その他の業務委託
 - 3) 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち、
 - 1) 保険事務の委託
 - 2) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償などに係る共済連等への相談または届出等

(3) 上記以外の利用

- 介護関係事業者の管理運営事務のうち、
- 1) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2) 学生の実習への協力

2 利用範囲

(1) 介護保険法で義務として明記されているもの

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

(2) 行政機関等への対応として義務付けられているもの

- ① 市町村による文書等提出等の要求への対応
- ② 厚生労働大臣または都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③ 都道府県知事による立入検査への対応
- ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤ 事故発生時の市町村への連絡

3 使用する期間

令和 年 月 日 から

4 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと
- (3) JAが定める個人情報保護方針および規定等を遵守すること

令和 年 月 日

サービスの締結に当たり、重要事項、個人情報の取り扱い、及びサービス計画書に同意します。

事業者 所在地 岐阜県可児市川合2228-4
名称 JAめぐみの介護サービス 可児営業所

説明者 _____

JAめぐみの介護サービス 殿

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____

利 用 者 住所 _____

氏名 _____